

三島市告示第 379 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による三島駅南口東街区再開発事業に関する住民投票条例の制定の請求を令和 2 年 10 月 13 日に受理したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 1 項の規定により、三島市条例制定請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和 2 年 10 月 13 日

三島市長 豊岡 武士



1 請求代表者の住所及び氏名

三島市三恵台 32 番地の 5 吉岡 肇

三島市中 305 番地レアールメゾン加藤 105 門倉 京子

三島市(山中新田)4737 番地の 1 金子 正毅

三島市長伏 94 番地の 1 下山 祥江

三島市南田町 9 番 4 号 小野 啓一

三島市大社町 8 番 29 号エンゼルフォレシス大社町 505 浅羽 愛

2 請求の要旨

三島市で進行中の三島駅南口東街区再開発計画は、市が三島駅南口ロータリー東側の土地開発公社所有の土地を購入し、その周辺を含め約 1.3ha に、高さ約 90m の高層の民間分譲マンション、ホテル、市営立体駐車場など建設し、店舗、医療施設、健康づくり施設などを整備しようとするものです。市は、この場所を、利便性を向上させ、玄関口にふさわしい機能を備えた、にぎわいの創出を生み出す「広域健康医療拠点」として、総額 211 億円の事業費のうち、約 35.5%に及ぶ補助金 75 億円が予定されています。市は、そのうち補助金も含め 56 億円もの市税を支出する予定です。

少子高齢化のもとで、将来にわたり人口の急速な減少が予測され、投資した多額の市税が予定通り回収される見込みは保障されません。また、新型コロナウイルス感染症は市民の社会経済活動に大きな打撃を与え、未だに終息せず、第 2 波ともいえる事態となっています。この状況下、駅前の狭い地域の大型施設に多くの人々が集中する計画は、これからのまちづくりに相応しいものでしょうか。今こそ、三島市が取り組むべきは市民をコロナ禍から守ることであり、それこそが市政の最重要課題です。

市は、これまでの市民説明会で説明を尽くしたとし、市議会は2月定例議会で関連議案を可決しましたが、市民説明会に参加した市民は少数で、その場での説明も不十分であり、いまだに多くの市民が理解・納得したとはいえません。また、地下水への影響への懸念が依然として解消されないままです。

住民投票は、地方自治法第74条に規定された、市政の重要事項について広く市民の総意を的確に把握するために実施することができる、議会制間接民主主義を補完する制度です。市が、本計画について市民への説明が終わったとするのであれば、ここで、計画に対する賛成、反対の意見にかかわらず、直接市民の意向確認を行うべきではないでしょうか。

以上のことから、三島駅南口東街区再開発計画について、三島市民にその意向を問う住民投票条例の制定を求めます。